

第 122 号 ( 令和 4 年 12 月 23 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】 3

**【告示】**

- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 4
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 5
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 8
- △ 保存すべき樹木の指定【環境創造局みどりアップ推進課】 9
- △ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更【建築局都市計画課】 10
- △ 自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・自転車政策課】 11
- △ 横浜市収納代理金融機関等の指定の一部改正【会計室会計管理課】 13

**【公告】**

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 14
- △ 同【経済局商業振興課】 16
- △ 同【経済局商業振興課】 18
- △ 同【経済局商業振興課】 20
- △ 方法市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 22
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 23
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【環境創造局農政推進課】 24
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 26
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 27
- △ 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【資源循環局処分地管理課】 28
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 31
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 32
- △ 同【建築局調整区域課】 33
- △ 同【建築局調整区域課】 34
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 35
- △ 土地区画整理組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】 36
- △ 泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】 37
- △ 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】 38

△ 大船駅北第二地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	39
△ 土地区画整理審議会委員の補欠選挙期日【都市整備局市街地整備調整課】	40
△ 土地区画整理審議会委員補欠選挙の選挙人名簿の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	41
△ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【港湾局港湾管財課】	42
<b>【区告示】</b>	
△ 地縁による団体の認可【鶴見区地域振興課】	44
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	45
<b>【水道局】</b>	
△ 横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	46
<b>【交通局】</b>	
△ 横浜市高速鉄道外国人向け I C カード乗車券取扱規程【高速鉄道本部営業課】	47
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	59
<b>【医療局病院経営本部】</b>	
△ 横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	64
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	66
<b>【市選挙管理委員会】</b>	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	67
<b>【人事委員会】</b>	
△ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	69
△ 企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	71
<b>【監査委員】</b>	
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	72
<b>【その他】</b>	
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】	73
△ 同【教育委員会事務局総務課】	75

---

規 則

---

横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る  
。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 80 号

横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 ( 昭 和 25 年 12 月 横 浜 市 規 則 第 80 号 ) の 一  
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 17 条 第 2 項 第 1 号 中 カ を 削 り 、 キ を カ と し 、 ク を キ と す る 。

第 18 条 の 3 第 4 項 中 「 第 312 条 第 3 項 第 4 号 」 を 「 第 312 条 第 3  
項 第 3 号 」 に 改 め る 。

附 則 第 7 条 中 「 第 17 条 第 2 項 第 1 号 キ 」 を 「 第 17 条 第 2 項 第 1 号  
カ 」 に 、 「 同 号 キ 」 を 「 同 号 カ 」 に 改 め る 。

附 則 第 8 条 を 削 り 、 附 則 第 8 条 の 2 を 附 則 第 8 条 と す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

告示

横浜市告示第 681 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定  
 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 1 月 1 日	医療法人社団 ナイズ キャップスクリニック 天王町	保土ヶ谷区川辺町 3 番地の 5	病院又は診療所
同	クリエイト薬局 DPR プラザ瀬谷店	瀬谷区下瀬谷二丁目 9 番地の 3	薬局
同	雄飛堂薬局金沢八景 店	金沢区瀬戸 16 番 32 号	同
同	セコム横浜訪問看護 ステーション	西区北幸二丁目 8 番 19 号	訪問看護

横浜市告示第 682 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 11 月 11 日	ローズ調剤薬局	(新) 保土ヶ谷区釜台町 41 番 13 号	薬局
		(旧) 保土ヶ谷区釜台町 47 番 15 号	
令和 4 年 11 月 24 日	日本調剤戸塚薬局	(新) 戸塚区汲沢町 87 番地	同
		(旧) 戸塚区汲沢町 55 番地	

横浜市告示第 683 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 10 月 31 日	かもめ薬局菊名店	港北区篠原北一丁目 3 番 36 号	薬局

横浜市告示第 684 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 11 月 1 日	ビタミンファーマシー 一大口薬局	神奈川区大口通 6 番地の 1	薬局
同	サカイヤ薬局アピタ 金沢文庫店	金沢区釜利谷東二 丁目 1 番 1 号	同
同	日本調剤新ふれあいの 丘薬局	都筑区葛が谷 15 番 30 号	同
令和 4 年 12 月 1 日	健ナビ薬樹薬局矢向 2 号店	鶴見区矢向五丁目 9 番 23 号	同
同	クリエイト薬局横浜 新羽店	港北区新羽町 1,63 6 番地の 1	同
同	藤ファーマシー青葉 台店	青葉区青葉台二丁 目 2 番地の 1	同
同	クリエイト薬局横浜 東寺尾店	鶴見区東寺尾二丁 目 6 番 9 号	同
同	つる薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央一 丁目 19 番 4 号	同
同	ひまわり薬局	金沢区富岡西七丁 目 19 番 10 号	同
同	新横浜南訪問看護ス テーション	神奈川区菅田町 65 6 番地の 1	訪問看護
同	とまと訪問看護リハ ビリステーション戸 塚平戸	戸塚区平戸一丁目 3 番 21 号	同
同	えこう訪問看護ステ ーション	旭区上白根一丁目 13 番 3 号	同

横浜市告示第 685 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 8 月 1 日	(新)えだ南薬局	都筑区荏田南五丁目 1 番 18 号	薬局
	(旧)日本調剤荏田薬局		
令和 4 年 8 月 1 日	川田薬局本牧店	(新)中区本牧三之谷 9 番 16 号	同
		(旧)中区本牧三之谷 8 番 8 号	



横 浜 市 告 示 第 686 号

保 存 す べ き 樹 木 の 指 定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）  
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき樹木として、次の樹木を  
指定した。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 樹 木	指 定 年 月 日
西 区 浅 間 町 1 丁 目 19 番 地 の 10 内 の イ チ ョ ウ	令 和 4 年 12 月 14 日

横浜市告示第 687 号

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区北寺尾七丁目及び駒岡四丁目地内、神奈川区片倉一丁目及び羽沢南三丁目地内、港南区下永谷六丁目、芹が谷五丁目及び日野中央一丁目地内、保土ヶ谷区仏向町地内、金沢区釜利谷東四丁目及び釜利谷東六丁目地内、港北区小机町、下田町三丁目、新吉田東一丁目、新吉田東八丁目、樽町四丁目、鳥山町、新羽町及び師岡町地内、緑区北八朔町、十日市場町、長津田町、新治町及び三保町地内、青葉区あかね台二丁目、あざみ野四丁目、荏田北三丁目、大場町、新石川一丁目及びみすずが丘地内、都筑区牛久保西三丁目、荏田南一丁目、荏田南四丁目、川向町及び佐江戸町地内、戸塚区秋葉町、戸塚町及び原宿五丁目地内、栄区上郷町及び長尾台町地内、泉区岡津町、上飯田町及び中田東四丁目地内並びに瀬谷区東野、北新、下瀬谷三丁目、中屋敷一丁目、橋戸二丁目及び二ツ橋町地内

横浜市告示第 688 号

自転車等放置禁止区域の変更

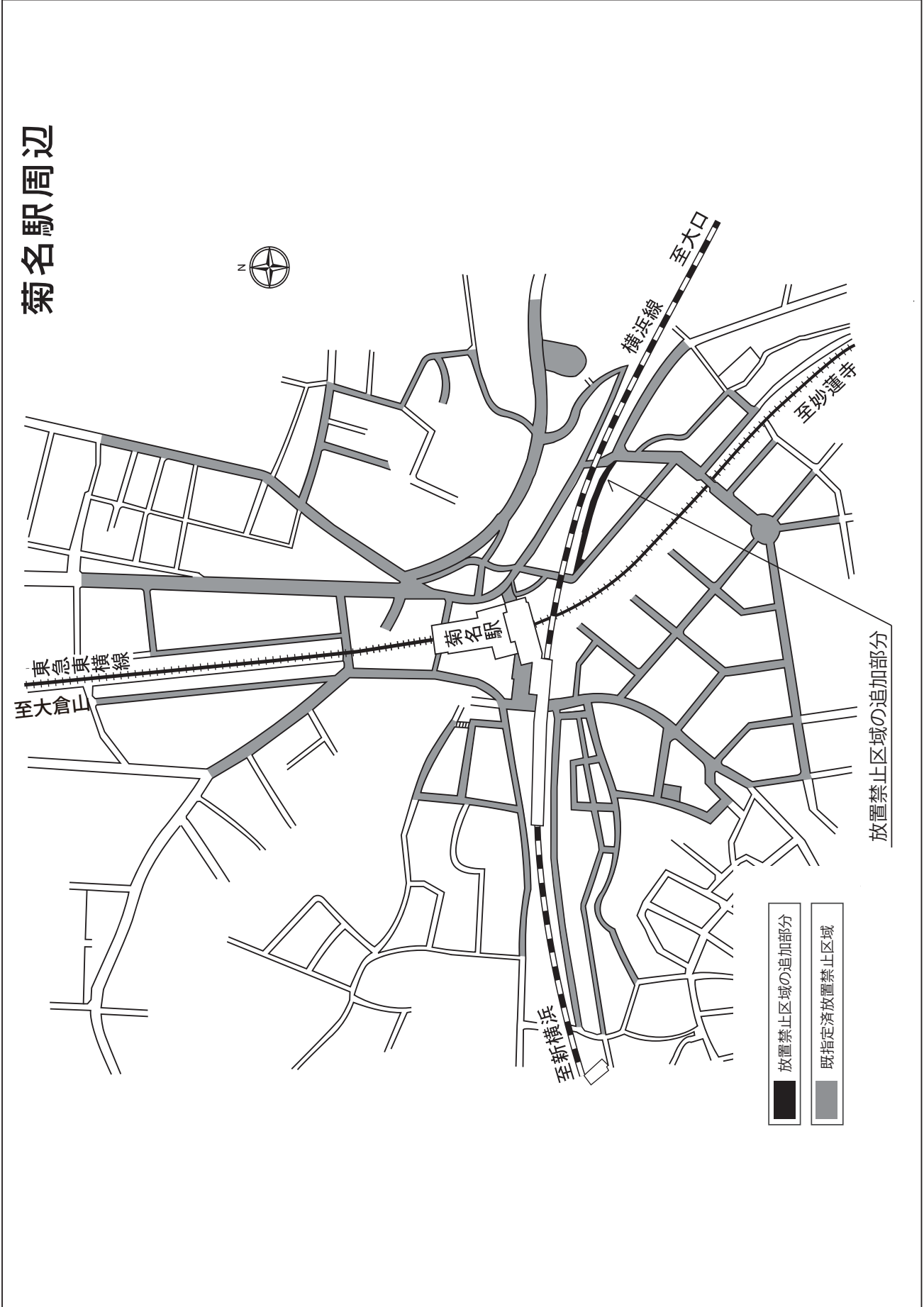
横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年 4 月横浜市条例第 16 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	変更する指定場所	
	指定区域名	区域図
令和 5 年 1 月 15 日	菊名駅周辺	別図のとおり

# 菊名駅周辺



横浜市告示第 689 号

横浜市収納代理金融機関等の指定の一部改正

横浜市収納代理金融機関等の指定（昭和 39 年 4 月横浜市告示第 53 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

表中

「  
株式会社新生銀行  
横浜市内及び  
神奈川県下並  
びに東京都内  
市税（県民税を  
含む。）その他  
一切の収入金  
」

を  
「  
株式会社 S B I 新生銀行  
横浜市内及び  
神奈川県下並  
びに東京都内  
市税（県民税を  
含む。）その他  
一切の収入金  
」

に改める。

公告

横浜市公告第 689 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新杉田ショッピングセンター  
磯子区新杉田町 6 番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ジェイアール東日本都市開発  
代表取締役 根本英紀  
東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳 東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号	株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 根本英紀 東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社文明堂東京 代表取締役 大野進司 東京都新宿区新宿 1 丁目 17 番 11 号 ほか 13 者	株式会社文明堂東京 代表取締役 宮崎進司 東京都新宿区新宿 1 丁目 17 番 11 号 ほか 12 者

- (4) 変更の年月日  
令和 4 年 6 月 24 日ほか
- (5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 4 年 11 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 690 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセール金沢シーサイド倉庫店  
金沢区幸浦二丁目 6 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コストコホールセールジャパン株式会社  
代表取締役 ケン・テリオ  
千葉県木更津市瓜倉 361 番地（金田西 2 街区 2 画地）

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 川崎市川崎区池上新町 3 丁目 1 番 4 号	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 千葉県木更津市瓜倉 361 番地（金田西 2 街区 2 画地）
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 川崎市川崎区池上新町 3 丁目 1 番 4 号	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 千葉県木更津市瓜倉 361 番地（金田西 2 街区 2 画地）

(4) 変更の年月日

令和 4 年 8 月 1 日

(5) 変更した理由

法人の所在地を変更したため



2 届出年月日

令和 4 年 12 月 5 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 691 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

中山駅ビル  
緑区寺山町 59 番地の 5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジェイアール東日本都市開発  
代表取締役 根本英紀  
東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳 東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号	株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 根本英紀 東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 上田準二 東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号 ほか 13 者	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見研介 東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号 ほか 12 者

(4) 変更の年月日

令和 4 年 6 月 24 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 4 年 11 月 28 日

3

縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 692 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツーひなた山店  
 泉区和泉町 7,315 番地の 8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケーヨー  
 代表取締役 實川浩司  
 千葉県若葉区みつわ台 1 丁目 28 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーヨー 代表取締役社長 醍醐茂夫 千葉県若葉区みつわ台 1 丁目 28 番 1 号	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県若葉区みつわ台 1 丁目 28 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーヨー 代表取締役社長 醍醐茂夫 千葉県若葉区みつわ台 1 丁目 28 番 1 号	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県若葉区みつわ台 1 丁目 28 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 4 年 5 月 24 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 4 年 11 月 24 日

3 縦覧場所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 693 号

方法市長意見書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業に係る方法市長意見書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づき、当該方法市長意見書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
関内駅前港町地区市街地再開発準備組合  
理事長 田 原 仁  
中区港町 2 丁目 9 番地
- 2 対象事業の名称  
（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
中区尾上町 2 丁目、尾上町 3 丁目、真砂町 2 丁目、真砂町 3 丁目、港町 2 丁目及び港町 3 丁目の各一部
- 4 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課  
中区日本大通 35 番地  
横浜市中区役所総務部区政推進課  
西区中央一丁目 5 番 10 号  
横浜市西区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間  
令和 4 年 12 月 23 日から令和 5 年 1 月 23 日まで

横 浜 市 公 告 第 694 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
栄 区 笠 間 二 丁 目 1,000 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 695 号

土地改良区の役員就退任の届出

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定に基づき、横浜市都筑区東方北部土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

1 退任した役員の住所及び氏名

役員の種類	住所	氏名
理事	都筑区東方町 920 番地	根本 栄 治
同	都筑区東方町 716 番地	井上 民 夫
同	都筑区東方町 1,158 番地	峯岸 清 秀
同	都筑区東方町 1,343 番地	細野 正 隆
同	青葉区元石川町 6,587 番地	黒沼 利 三
同	都筑区東方町 1,041 番地	角田 鉄 雄
同	都筑区東方町 712 番地	村田 輝 雄
同	都筑区東方町 750 番地	加藤 秀 雄
同	都筑区折本町 1,179 番地	角田 光 夫
同	都筑区東方町 779 番地	村田 幸 夫
同	都筑区折本町 1,515 番地	城田 作 次
同	都筑区東方町 931 番地	石川 宏
同	都筑区東方町 1,161 番地	峯岸 利 典
同	都筑区折本町 1,803 番地	吉川 秀 夫
同	都筑区東方町 831 番地の 2	細野 勝 明
同	都筑区東方町 1,237 番地の 4	重田 克 義
同	都筑区池辺町 3,071 番地	大谷 誠 一
同	都筑区東方町 636 番地	長谷川 重 隆
監事	都筑区折本町 1,450 番地	角田 昇
同	都筑区東方町 1,216 番地	三村 克 彦
同	都筑区東方町 524 番地	石川 照 雄

2 就任した役員の住所及び氏名

役員の種類	住所	氏名
理事	都筑区東方町 920 番地	根本 栄 治
同	都筑区東方町 716 番地	井上 民 夫
同	都筑区東方町 1,158 番地	峯岸 清 秀
同	都筑区東方町 1,343 番地	細野 正 隆
同	都筑区東方町 1,041 番地	角田 鉄 雄
同	都筑区東方町 712 番地	村田 輝 雄
同	都筑区東方町 779 番地	村田 幸 夫
同	都筑区折本町 1,515 番地	城田 作 次
同	都筑区東方町 1,161 番地	峯岸 利 典
同	都筑区東方町 1,237 番地の 4	重田 克 義
同	都筑区東方町 831 番地の 2	細野 勝 明
同	都筑区東方町 636 番地	長谷川 重 隆
同	都筑区折本町 1,803 番地	吉川 秀 夫



同	都 筑 区 折 本 町 1,179 番 地	角 田 光 夫
同	都 筑 区 東 方 町 720 番 地	相 澤 淳 一
同	都 筑 区 池 辺 町 3,194 番 地	座 間 剛
同	都 筑 区 東 方 町 1,251 番 地	重 田 進
同	緑 区 鴨 居 四 丁 目 5 番 15 号	柳 下 健 一
監 事	都 筑 区 折 本 町 1,450 番 地	角 田 昇
同	都 筑 区 東 方 町 1,216 番 地	三 村 克 彦
同	都 筑 区 東 方 町 524 番 地	石 川 照 雄

横浜市公告第 696 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の様	一時利用停止期間
高島水際線公園	西区みなとみらい六丁目 4 番	別図のとおり 13,515 m <sup>2</sup> のうち 2,907 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
錦町第二公園	中区錦町 5 番の 11	別図のとおり 1,718 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 4 年 12 月 23 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
東本郷下田公園	緑区東本郷五丁目 4 番	別図のとおり 1,316 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 3 月 15 日まで
しらとり台第五公園	青葉区しらとり台 11 番の 32	別図のとおり 286 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
若草台第一公園	青葉区若草台 8 番の 4	別図のとおり 4,480 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 697 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 4 年 8 月 27 日	11393	株 式 会 社 ミ ナ ミ 設 備 サ ー ビ ス	(新) 野 中 秀 樹	南 区 別 所 二 丁 目 20 番 3 号
			(旧) 松 本 光 磨	
令 和 4 年 12 月 2 日	30252	(新) 有 限 会 社 海 田 中 装 建 所	田 中 弘 伸	(新) 海 老 名 市 本 郷 2,354 番 地 の 1
		(旧) 有 限 会 社 田 中 装 建		(旧) 海 老 名 市 今 里 3 丁 目 23 番 23 号

横浜市公告第 698 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 4 年 12 月 23 日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 金 澤 貞 幸

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
4-07-001	泉区新橋町 1,553 番外	神明台処分地スポーツ施設 ( 野球場脇及びサッカー場脇の 2 箇所建物外 )	2.38

(3) 最低貸付料 ( 年額 )

物件番号 4-07-001 335,800 円

(4) 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで ( 5 年間 )

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱 ( 以下「指名停止措置要綱」という。 ) に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 ( 入札物件 ) に飲料 ( 酒税法 ( 昭和 28 年法律第 6 号 ) による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。 ) 等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」 ( 以下「飲料自動販売機設置運営事業」という

。 ) を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。

### 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

#### (1) 交付期間

令和 4 年 12 月 23 日から令和 5 年 1 月 25 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

#### (2) 交付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

#### (3) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（横浜市庁舎 23 階）

電話 045(671)2560

※ 横浜市役所ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/sonota/shigen/shinmei\\_zihanki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/sonota/shigen/shinmei_zihanki.html)

### 4 入札参加申込の受付

#### (1) 受付期間

令和 5 年 2 月 7 日から令和 5 年 2 月 10 日まで

#### (2) 受付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

#### (3) 受付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（横浜市庁舎 23 階）

電話 045(671)2560

- 5 入札日時及び場所  
令和 5 年 2 月 27 日 午前 10 時  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市庁舎 23 階 N - 02 会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
  - (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 699 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、リストガーデンダイヤモンドパーク建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 4 年 12 月 23 日から令和 5 年 1 月 27 日まで
- 2 縦覧場所  
横浜市建築局建築指導部建築企画課  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 5 年 2 月 5 日午後 1 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所  
市沢団地自治会館  
旭区市沢町 946 番

横 浜 市 公 告 第 700 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 1 月 25 日 第 2020 開 814 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 中 白 根 四 丁 目 1 番 3 - 604 号  
河 野 美 奈 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 川 島 町 3,074 番 の 1 及 び 3,074 番 の 4



横 浜 市 公 告 第 701 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 12 月 3 日 第 2021 開 207 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 仲 手 原 一 丁 目 10 番 2 号  
白 井 勇 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 西 大 口 452 番 の 4 の 一 部 、 452 番 の 7 、 453 番 の 9 、  
453 番 の 13 の 一 部 、 453 番 の 20 及 び 453 番 の 42

横 浜 市 公 告 第 702 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 7 月 8 日 第 2022 開 1707 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号  
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社  
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 田 奈 町 28 番 の 10 か ら 28 番 の 12 ま で 、 28 番 の 14 及 び 28 番 の

横 浜 市 公 告 第 703 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 55 ・ 7 ・ 6 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 4 年 12 月 8 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
45.15 m
- 5 廃 止 の 場 所  
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 神 戸 町 188 番 の 1 、 18 、 20 及 び 21

横浜市公告第 704 号

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称  
泉ゆめが丘土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成 26 年 8 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
泉区下飯田町、和泉町及び和泉中央南五丁目の各一部
- 4 事務所の所在地  
泉区和泉町 3,243 番地の 1
- 5 設立認可年月日  
平成 26 年 8 月 15 日
- 6 変更認可年月日  
令和 4 年 12 月 23 日

横浜市公告第 705 号

泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 4 項の規定に基づき、泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 21 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

横浜市公告第 706 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可  
都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称  
大船駅北第二地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成 27 年 1 月 23 日から令和 5 年 10 月 31 日まで
- 3 施行地区  
栄区笠間一丁目 1,049 番の 3、1,050 番の 1 の一部、1,050 番の 2 の一部、1,107 番の 8 の一部、1,112 番の 2 の一部、1,112 番の 4、1,113 番の 1 の一部、1,117 番の 3、1,118 番の 3、1,119 番の 1、1,120 番の 2、1,120 番の 3 の一部、1,121 番の 2 の一部、1,121 番の 3 の一部及び無地番並びに笠間二丁目 838 番の 6 から 838 番の 8 まで、838 番の 10、991 番の 1、991 番の 2、991 番の 4、991 番の 5、991 番の 7、991 番の 8、992 番の 2、992 番の 5、996 番の 1、996 番の 3 から 996 番の 7 まで、996 番の 9 から 996 番の 11 まで、996 番の 13 から 996 番の 30 まで、1,043 番の 1 から 1,043 番の 5 まで、1,043 番の 13、1,043 番の 15、1,044 番の 1 から 1,044 番の 3 まで、1,045 番の 2、1,046 番の 1 から 1,046 番の 5 まで、1,047 番の 1 から 1,047 番の 10 まで、1,048 番の 1 から 1,048 番の 4 まで、1,048 番の 6、1,048 番の 8、1,049 番の 1、1,049 番の 2、1,049 番の 4、1,049 番の 5、1,050 番の 6、1,050 番の 7、1,112 番の 1、1,112 番の 5、1,112 番の 16 から 1,112 番の 19 まで、1,113 番の 4、1,116 番、1,117 番の 1、1,118 番の 1、1,121 番の 1 及び無地番
- 4 事務所の所在地  
鎌倉市大船 1 丁目 7 番 5 号
- 5 設立認可の年月日  
平成 27 年 1 月 23 日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日  
令和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 公 告 第 707 号

大 船 駅 北 第 二 地 区 市 街 地 再 開 発 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画  
の 変 更 認 可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 ( 昭 和 44 年 法 律 第 38 号 ) 第 38 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 大 船 駅 北 第 二 地 区 市 街 地 再 開  
発 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 に つ い て 変 更 認 可 の 公 告 を し た の で 、 同  
条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 市 街 地 整 備 推 進 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 から 午 後 5 時 15 分 ま で ( た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日  
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ) に 規 定 す  
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 から 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 )

横 浜 市 公 告 第 708 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 の 補 欠 選 挙 期 日

土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 ( 昭 和 30 年 政 令 第 47 号 ) 第 19 条 の 規 定 に 基  
づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会  
委 員 の 補 欠 選 挙 期 日 を 令 和 5 年 3 月 27 日 と 定 め た 。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春



横 浜 市 公 告 第 709 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 の 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧  
土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 ( 昭 和 30 年 政 令 第 47 号 ) 第 21 条 第 1 項 の 規  
定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理  
審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 の 選 挙 人 名 簿 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る  
。

な お 、 縦 覧 に 供 さ れ た 選 挙 人 名 簿 に 記 載 の 漏 れ 又 は 誤 り が あ る と  
認 め ら れ る 場 合 に お い て は 、 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 内 に 文 書 で 横 浜 市  
長 に 異 議 を 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 4 年 12 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 5 年 1 月 26 日 か ら 令 和 5 年 2 月 8 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所  
港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 8 番 9 - 501 号  
横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 綱 島 駅 東 口 周 辺 開 発 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

横浜市公告第 710 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 4 年 12 月 23 日

契約事務受任者

横浜市港湾局長 中野裕也

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
金沢区富岡東六丁目 126 番の 65	宅地	1,512.27

(3) 最低売却価格

336,330,000 円

(4) 入札に付す条件

金沢区富岡東六丁目土地売払募集要領（一般競争入札）（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 4 年 12 月 23 日から令和 5 年 1 月 31 日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和 4 年 12 月 29 日から令和 5 年 1 月 3 日までを除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市港湾局港湾管理部港湾管財課  
電話 045(671)7080

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 5 年 1 月 18 日から令和 5 年 1 月 31 日まで必着

(2) 受付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市港湾局港湾管理部港湾管財課  
電話 045(671)7080

- (3) 受付方法  
書留郵便
- 5 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 入札  
令和 5 年 2 月 22 日まで  
書留郵便で必着  
(宛先) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市港湾局港湾管財課
  - (2) 開札  
令和 5 年 2 月 28 日  
(所在) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
(会場名) 横浜市役所 18 階会議室 さくら 14
- 6 入札保証金  
入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、横浜市が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付しなければならない。
- 7 入札の無効  
次の入札は無効とする。
  - (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

---

区 告 示

---

鶴見区告示第 6 号（令和 4 年 12 月 8 日 掲 示 済）

地 縁 による 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法（昭 和 22 年 法 律 第 67 号）第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す  
る 地 縁 による 団 体 と し て、次 の と お り 認 可 し た。

令 和 4 年 12 月 8 日

横 浜 市 鶴 見 区 長 渋 谷 治 雄

- 1 名 称  
栄 町 睦 会
- 2 規 約 に 定 め る 目 的  
会 員 相 互 の 親 睦 と 福 祉 の 増 進 を 図 り、地 域 的 な 共 同 活 動 を 行 う  
こ と に よ り、良 好 な 地 域 社 会 の 維 持 及 び 形 成 に 資 す る こ と。
- 3 区 域  
鶴 見 区 栄 町 通 1 丁 目 全 域 及 び 2 丁 目 全 域
- 4 主 たる 事 務 所  
鶴 見 区 栄 町 通 2 丁 目 15 番 地 の 15
- 5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所  
太 田 則 子  
鶴 見 区 栄 町 通 1 丁 目 3 番 地 の 5
- 6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の  
選 任 の 有 無  
無
- 7 代 理 人 の 有 無  
無
- 8 認 可 年 月 日  
令 和 4 年 12 月 8 日

栄区告示第 23 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸五丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藤 田 み ち る 栄区庄戸五丁目 6 番 7 号	川 本 聡 胤 栄区庄戸五丁目 7 番 25 号

---

水道局

---

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 15 号

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 19 年 3 月水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「
140,500		146,500
144,700		150,700
148,900		154,900
153,900		159,900
160,800		166,600
170,500		175,800
179,800	を	184,700 に改める。
186,100		190,300
193,100		196,600
200,600		203,300
208,900		211,000
216,100		217,600

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

---

交通局

---

横浜市高速鉄道外国人向け I C カード乗車券取扱規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 24 号

横浜市高速鉄道外国人向け I C カード乗車券取扱規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）
- 第 2 章 発売（第 12 条—第 14 条）
- 第 3 章 運賃（第 15 条—第 19 条）
- 第 4 章 効力（第 20 条—第 23 条）
- 第 5 章 障害返金（第 24 条—第 25 条）
- 第 6 章 払戻し（第 26 条）
- 第 7 章 特殊取扱い（第 27 条—第 28 条）
- 第 8 章 I C カードの相互利用（第 29 条—第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程（平成 30 年 3 月交通局規程第 1 号。以下「I C 規程」という。）第 2 条第 5 項の規定に基づき、横浜市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）における外国人向け I C カード乗車券による訪日外国人旅客（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 高速鉄道において旅客の運送等を行う外国人向け I C カード乗車券は、この規程の定めるところによる。

2 この規程が改定された場合、以後の外国人向け I C カード乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

3 この規程に定めのない事項については、法令、横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 47 年 12 月交通局規程第 27 号、以下「施行規程」という。）及び株式会社パスモが定める P A S M O P A S S P O R T 取扱規則等の定めるところによる。

（用語の意義）

第 3 条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「外国人向け I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する P A S M O P A S S P O R T を媒体とする乗車券等をいう。
- (2) 「I C 取扱事業者」とは、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則に規定する I C 取扱事業者をいう。
- (3) 「I C 鉄道事業者」とは、I C 取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
- (4) 「S F」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、外国人向け I C カード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5) 「I C S F 乗車券」とは、S F により旅客の運送等に供する外国人向け I C カード乗車券をいう。
- (6) 「大人用 P A S M O P A S S P O R T」とは、大人の使用に供する P A S M O P A S S P O R T をいう。
- (7) 「小児用 P A S M O P A S S P O R T」とは、小児の使用に供する P A S M O P A S S P O R T をいう。
- (8) 「I C 企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が施行規程等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下「企画乗車券」という。）の機能を P A S M O P A S S P O R T に付加した外国人向け I C カード乗車券をいう。
- (9) 「チャージ」とは、外国人向け I C カード乗車券に入金することをいう。
- (10) 「レファレンスペーパー」とは、外国人向け I C カード乗車券の登録情報が確認できるご案内票をいう。
- (11) 「改札機等」とは、外国人向け I C カード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (12) 「精算機等」とは、外国人向け I C カード乗車券の精算及びチャージを行う機器をいう。
- (13) 「最低運賃相当額」とは、第 7 条第 2 項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。

（契約の成立及び適用規定）

第 4 条 外国人向け I C カード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と横浜市の間において成立する。

2 前項の規定にかかわらず、I C 企画乗車券による旅客運送の契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。

3 前 2 項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱い



は、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

( S F の有効期限 )

第 5 条 外国人向け I C カード乗車券の S F は、 P A S M O P A S S P O R T の発売日から起算して 28 日間を超えて使用することはできない。

( 使用方法及び制限事項 )

第 6 条 外国人向け I C カード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一の外国人向け I C カード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

2 外国人向け I C カード乗車券を使用して乗車する旅客は、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 出場時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。

4 外国人向け I C カード乗車券の S F を使用して別の P A S M O P A S S P O R T 及び横浜市交通局 ( 以下「局」という。 ) が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 入場時に使用した外国人向け I C カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該外国人向け I C カード乗車券で再び入場することはできない。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、外国人向け I C カード乗車券を直接改札機等で使用できないことがある。

(1) 入場時に S F 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。

(2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。

(3) 外国人向け I C カード乗車券の破損、改札機等の故障又は停電等により改札機等による外国人向け I C カード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。

7 外国人向け I C カード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。

8 I C 企画乗車券の有効区間内の駅を発駅又は着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第 1 項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。

9 前条に定める有効期限を超えた外国人向け I C カード乗車券は、チャージすることができない。

10 外国人向け I C カード乗車券には、前条の有効期限を超える期間を含む企画乗車券の機能を付加しない。

11 前条の有効期限内であっても、12歳に達する日以後の最初の3月31日を超えた旅客は、小児用 P A S M O P A S S P O R T を使用することができない。

12 偽造、変造又は不正に作成された外国人向け I C カード乗車券、S F 又は企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第 7 条 この規程における普通旅客運賃は、前条第 1 項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、I C 規程第 6 条第 2 項に規定する運賃を準用する。

3 旅客が前条第 1 項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、局が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規程に定める普通旅客運賃を適用する。

(1) 前条第 8 項の規定により他の乗車券を併用した場合で、施行規程に定める乗車券で旅行を開始した場合

(2) 前条第 8 項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について施行規程に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第 8 条 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

(旅客の同意)

第 9 条 旅客は、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱区間)

第 10 条 高速鉄道における外国人向け I C カード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限又は停止)

第 11 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、局が必要であると認めるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

(1) 発売又は障害返金 ( P A S M O P A S S P O R T の破損等によつて所定の機器で使用できない場合に S F 残金を返金する手続きをいう。以下同じ。 ) 等の箇所、枚数、時間及び方法の制限又は停止

(2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車の制限

2 前項の規定に基づくサービスの制限又は停止に対し、局はその責めを負わない。

第 2 章 発売

(発売)

第 12 条 P A S M O P A S S P O R T は P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、局では P A S M O P A S S P O R T は発売しない。

2 旅客が P A S M O P A S S P O R T に企画乗車券の機能を付加することを希望する場合は、企画乗車券を P A S M O P A S S P O R T に発売する。

3 前項の定めにより企画乗車券を発売する場合、大人の使用に供するものは大人用 P A S M O P A S S P O R T に、小児の使用に供するものは小児用 P A S M O P A S S P O R T にその機能を付加する。

4 P A S M O P A S S P O R T には、定期乗車券の機能を付加しない。

(チャージ)

第 13 条 外国人向け I C カード乗車券は、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより外国人向け I C カード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

2 I C S F 乗車券を使用して乗車し、出場時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合及び I C 企画乗車券を使用して乗車し、出場時に精算が生じ、かつ S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。

3 前項の場合、その不足額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に切り上げた額とする。

(S F 残額の確認)

第 14 条 外国人向け I C カード乗車券の S F 残額は、外国人向け I C カード乗車券を処理する機器により確認することができる。

2 外国人向け I C カード乗車券の S F 残額履歴の表示又は印字は、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより、外国人向け I C カード乗車券の処理を行う機器により行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

4 局においては、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにかかわらず、第 1 項及び第 2 項に定める S F 残額および S F 残額履歴のほか、最近の S F 残額履歴から 100 件までさかのぼって確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

第 3 章 運賃

( I C S F 乗車券における運賃の減額 )

第 15 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃を S F 残額から減額する。ただし、小児用 P A S M O P A S S P O R T にあつては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

2 高速鉄道の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他の I C 鉄道事業者を含む場合であつても、特に認めた場合を除き、全線高速鉄道を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

( I C 企画乗車券における運賃の減額 )

第 16 条 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で有効区間外から入場した後、有効区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、又は片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 有効期間の開始日前又は有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。

( 局を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額 )

第 17 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方法による運賃の合算額とする。ただし、小児用 P A S M O P A S S P O R T の S F から減額する旅客運賃にあつては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

2 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 IC 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。

4 前 3 項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。

5 IC 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 IC 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合には、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。

(2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。

6 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。  
(身体障害者割引及び知的障害者割引)

第 18 条 施行規程第 31 条の規定により割引を受けようとする旅客が、外国人向け IC カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、高速鉄道線内を利用する場合に限り、IC SF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC 企画乗車券による乗車では第 16 条の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、又は片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。

2 前項の規定にかかわらず、各 IC 鉄道事業者相互間を乗車した場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実際に乗車した経路に基づき、各 IC 鉄道事業者で定める外国人向け IC カード乗車券取扱規則又は IC カード乗車券取扱規則により運賃を減額する。

(2) 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

3 前 2 項の取扱いは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示するものとする。

(身体障害者割引運賃及び知的障害者割引運賃の端数処理)

第 19 条 前条第 1 項の規定により割引の運賃を減額する場合、1 円未満の端数があるときは、1 円未満の端数を切り捨てた額を減額

する。

#### 第 4 章 効力

(効力)

第 20 条 外国人向け IC カード乗車券取扱区間内において、IC S F 乗車券を使用して乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効なものとする。この場合、IC S F 乗車券 1 枚をもって 1 人が使用することができる。なお、大人用 P A S M O P A S S P O R T から大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができる。
- (2) 入場後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

2 P A S M O P A S S P O R T に付加された企画乗車券の効力については、施行規程等の定めるところによる。ただし、S F をチャージした IC 企画乗車券の有効区間外において、又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合の効力は、前項の規定を準用する。

(レファレンスペーパーの再印字)

第 21 条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったとき又は紛失等したときは、速やかに当該レファレンスペーパーに係る P A S M O P A S S P O R T を局に提示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第 22 条 外国人向け IC カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった外国人向け IC カード乗車券の取扱いは P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後の外国人向け IC カード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、又は IC 企画乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 外国人向け IC カード乗車券を第 1 条に定める旅客以外の者が使用した場合
- (4) 使用資格を偽って購入した外国人向け IC カード乗車券を使用した場合
- (5) 施行規程等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (6) 偽造、変造又は不正に作成された外国人向け IC カード乗車券又は S F を使用した場合

- (7) 旅客の故意又は重大な過失により外国人向け I C カード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (8) その他不正乗車の手段として使用した場合  
(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)
- 第 23 条 前条各号の規定のいずれかに該当した場合、施行規程の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を収受する。
- 第 5 章 障害返金  
(障害返金)
- 第 24 条 I C S F 乗車券の障害返金の取扱いは、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めるところにより行う。
- 2 I C 企画乗車券が付加された外国人向け I C カード乗車券の障害返金の取扱いを行う場合で、旅客が I C 企画乗車券及びレファレンスペーパーを提示したときは、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項に規定する取扱いをすることがある。
- 3 前項の規定により障害返金整理票が発行された当該 I C 企画乗車券は、旅客が障害返金整理票発行日の翌日から、当該 I C 企画乗車券の有効期限が終了する日の翌日を起算日として 14 日以内の日までに次に掲げる条件をいずれも満たした上、S F 残額の返金を請求した場合に限って、当該 I C 企画乗車券に記録されていた S F 残額を返金する。
- (1) 旅客が前項の規定により発行を受けた障害返金整理票とともにレファレンスペーパーを提出すること。
- (2) 旅客が当該 I C 企画乗車券を提示すること。
- (3) 当該 I C 企画乗車券に付加されている企画乗車券が局で発売されたものであること。
- 4 前 2 項の場合において、企画乗車券の払戻しをあわせて請求した場合は、施行規程等の定めにより取り扱う。
- 5 当該 I C 企画乗車券の障害返金の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。
- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 22 条第 7 号により無効となった場合  
(免責事項)
- 第 25 条 この規程に定めのない、P A S M O P A S S P O R T を媒体としたサービス（局が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、局はその責めを負わない。
- 第 6 章 払戻し

( 払戻し )

第 26 条 旅客は、第 24 条に定める場合を除き、S F 残額の払戻しを請求することができない。

2 旅客が、I C 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要になった場合は、旅客の申告により施行規程等に定める払戻しを行い、企画乗車券の機能のみを消去して返却する。

第 7 章 特殊取扱い

( 同一駅で出場する場合 )

第 27 条 旅客は、I C S F 乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該 I C S F 乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が I C 企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該 I C 企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(2) 有効区間外の駅から、又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃又は別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該 I C 企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 次の各号に該当し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の最低運賃相当額を支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(1) I C S F 乗車券を使用して入場した場合

(2) I C 企画乗車券を使用して有効区間外の駅から、又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した場合

( 列車の運行不能の場合の取扱方法 )

第 28 条 I C 企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に有効区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券の取扱いについては施行規程等の定めによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまる外国人向け IC カード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次項に定める取扱いを選択の上、請求すること



ができる。

(1) I C S F 乗車券

(2) S F をチャージした有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降の I C 企画乗車券

3 前項に規定する場合において、旅客が請求することができる取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 発駅までの無賃送還。この場合において、乗車区間の旅客運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該外国人向け I C カード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

(2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還又は当該駅での旅行中止。この場合において、発駅から途中駅又は当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅又は当該駅において外国人向け I C カード乗車券の S F 残額から減額する。

#### 第 8 章 I C カードの相互利用

( I C カードの相互利用 )

第 29 条 株式会社パスモが相互利用を行う次の I C カードについては、第 3 条第 1 号に定める外国人向け I C カード乗車券として取り扱うこととし、この規程を準用する。

東日本旅客鉄道株式会社が発行する「 W e l c o m e S u i c a 」

2 前項に定める外国人向け I C カード乗車券について、外国人向け I C カード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第 1 項に定める外国人向け I C カード乗車券において、この規程に定めのない事項については、法令、施行規程及び第 1 項に定める I C カードを発行する事業者の規則（以下「 I C カード発行业者規則」という。）の定めるところによる。

( I C カードの相互利用において取り扱わない業務 )

第 30 条 前条の規定にかかわらず、同条に定める乗車券においては、次の各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第 12 条（発売）

(2) 第 14 条第 4 項（ S F 残額の確認）

(3) 第 21 条（レファレンスペーパーの再印字）

(4) 第 24 条（障害返金）。ただし、同条に定める障害返金整理票交付手続は行う。

(5) 第 26 条（払戻し）

( 相互利用における I C カード発行业者規則に基づく取扱い )

第 31 条 次の取扱いについては第 29 条第 1 項に定める I C カード発行业者において、 I C カード発行业者規則の定めるところに

より取り扱う。

第 22 条により無効となったカードの取扱い

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

交通局告示第 13 号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成 24 年 3 月交通局告示第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 1 月 4 日から実施する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

1 普通系統の表 8 の項中、

「

8	ア	本牧車庫前～横浜駅前	本牧市民公園前、小港橋、山下町、日本大通り駅前、桜木町駅前	往 9.730 復 9.780	
	イ	本牧車庫前～横浜駅前	小港橋、山下町、日本大通り駅前、桜木町駅前	往 9.190 復 9.240	
	ウ	本牧～横浜駅前	本牧三溪園前、多聞院前	9.000	往路のみ
	エ	本牧車庫前～桜木町駅前	小港橋、山下町、日本大通り駅前	往 6.710 復 6.840	

」

を、

「

8	ア	本牧車庫前～横浜駅前	本牧市民公園前、小港橋、山下町、日本大通り駅前、桜木町駅前	往 9.730 復 9.780	
	イ	本牧車庫前～横浜駅前	小港橋、山下町、日本大通り駅前、桜木町駅前	往 9.190 復 9.240	
	ウ	本牧～横浜駅前	三溪園入口前、多聞院前	9.000	往路のみ

エ	本牧車庫前～桜木町駅前	小港橋、山下町、日本大通り駅前	往復 6.710 6.840	
---	-------------	-----------------	-------------------	--

に改め、同表 27 の次に次のように加える。

28	ア	新羽駅～中山駅北口	梅田橋西	7.660	往路のみ
	イ	中山駅北口～新羽駅	佐江戸中央	7.540	復路のみ

同表 41 の項中、

41	ア	鶴見駅西口～川向町折返場	内路、菊名駅前、大倉山駅前	往復 12.170 12.280	
	イ	鶴見駅西口～新横浜駅前	内路、菊名駅前、港北車庫前	往復 8.490 8.600	
	ウ	新横浜駅前～中山駅北口	大倉山駅前、下町会館前、新羽駅、落合橋	往復 12.850 12.730	
	エ	新横浜駅前～川向町折返場	港北車庫前、大倉山駅前	往復 7.580 7.580	
	オ	鶴見駅西口～港北車庫前	内路、菊名駅前	往復 7.590 7.700	
	カ	港北車庫前～川向町折返場	大倉山駅前、新羽駅	往復 6.680 6.680	
	キ	新羽駅～鶴見駅西口	内路、菊名駅前、大倉山駅前	9.090	復路のみ
	ク	新横浜駅前～ららぽーと横浜	大倉山駅前、新羽駅	往復 9.920 9.120	

を、  
「

41	ア	鶴見駅西口～川向町折返場	内路、菊名駅前、大倉山駅前	往復 12.170 12.280	
	イ	鶴見駅西口～新横浜駅前	内路、菊名駅前、港北車庫前	往復 8.490 8.600	
	ウ	新横浜駅前～中山駅北口	大倉山駅前、下町会館前、新羽駅	往復 12.850 12.730	

			、落合橋		
エ	新横浜駅前～川向町折返場	港北車庫前	港北車庫前、大倉山駅前	往 7.580 復 7.580	
オ	鶴見駅西口～港北車庫前	内路	内路、菊名駅前	往 7.590 復 7.700	
カ	港北車庫前～川向町折返場	大倉山駅前	大倉山駅前、新羽駅	往 6.680 復 6.680	
キ	新羽駅～鶴見駅西口	内路	内路、菊名駅前、大倉山駅前	9.090	復路のみ

に改め、同表 73 の項中、

「

73	中山駅前～センター南駅	川和町、牛谷戸	往 9.830 復 9.980	
----	-------------	---------	--------------------	--

を、

「

73	ア	センター南駅～センター南駅	みずきが丘、川和高校前、瑞雲寺前、清水	12.190	一方循環
	イ	センター南駅～センター南駅	清水、瑞雲寺前、川和高校前、みずきが丘	12.300	一方循環
	ウ	センター南駅～瑞雲寺前	みずきが丘	5.300	往路のみ
	エ	センター南駅～川和町	みずきが丘	4.600	往路のみ

に改め、同表 80 の項中、

「

80	ア	中山駅北口～センター南駅	星ヶ谷	往 7.280 復 7.490	
	イ	センター南駅～中山駅北口	星ヶ谷、都橋	7.480	復路のみ

を、

「

80	ア	中山駅北口～センター南駅	地藏尊前、星ヶ谷	8.180	往路のみ
	イ	センター南駅～中山駅北口	星ヶ谷、地藏尊前	8.480	復路のみ

に改め、同表 92 の次に次のように加える。

96	ア	新横浜駅前～新羽駅	横浜労災病院前、川向南耕地	7.090	往路のみ
	イ	新羽駅～新横浜駅前	川向南耕地、浜鳥橋	7.600	復路のみ
	ウ	新横浜駅前～新横浜駅前	川向南耕地	9.010	一方循環
	エ	新羽駅～新横浜駅前	川向南耕地、鳥山大橋	7.260	復路のみ

同表 97 の項中、

97	ア	根岸駅前～北通り	本牧三溪園入口、中小企業団地前	往 5.330 復 5.220	急行運転
	イ	根岸駅前～根岸駅前	本牧三溪園入口、本牧ポット前、中小企業団地前	12.870	循環
	ウ	根岸駅前～根岸駅前	本牧三溪園入口、本牧車庫前、中小企業団地前、本牧ポット前	12.870	循環

を、

97	ア	根岸駅前～北通り	三溪園南門入口、中小企業団地前	往 5.330 復 5.220	急行運転
	イ	根岸駅前～根岸駅前	三溪園南門入口、本牧ポット前、中小企業団地前	12.870	循環
	ウ	根岸駅前～根岸駅前	三溪園南門入口、本牧車庫前、中小企業団地前、本牧ポット前	12.870	循環

に改め、同表 300 の項中、

「

300	ア	新横浜駅前～仲町台駅	鳥山大橋	往 5.160 復 5.160	
	イ	新横浜駅前～仲町台駅	横浜労災病院前（往）、浜島橋	往 5.380 復 5.500	

を、

「

300		新横浜駅前～仲町台駅	横浜労災病院前（往）、浜島橋	往 5.380 復 5.500	
-----	--	------------	----------------	--------------------	--

に改め、同表 346 の次に次のように加える。

600	ア	仲町台駅～仲町台駅	淡島神社前、龍雲寺、天満宮	7.250	一方循環
	イ	仲町台駅～仲町台駅	天満宮、龍雲寺、淡島神社前	7.250	一方循環

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第 17 号

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程（平成 17 年 12 月病院経営局規程第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

371,000	を	376,000	に改め、同条第 2 項を次
419,000		422,000	
471,000		472,000	
532,000		533,000	
607,000		608,000	
709,000		710,000	
829,000		830,000	

のように改める。

2 前項に規定する特定任期付職員の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて次の号給別基準職務表に従い決定する。

号 給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務



5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

附 則

( 施行 期 日 )

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

( 適 用 )

- 2 この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

( 給 与 の 内 払 )

- 3 新任期付職員規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第 18 号

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 19 年 3 月病院経営局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「
140,500		146,500
144,700		150,700
148,900		154,900
153,900		159,900
160,800		166,600
170,500	を	175,800
179,800		184,700
186,100		190,300
193,100		196,600
200,600		203,300
208,900		211,000
216,100		217,600
」		」

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 10 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市選挙管理委員会

委員長 齊藤 雅英

50 分の 1 の数	62,770 人
6 分の 1 の数	523,083 人
3 分の 1 の数	1,046,165 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	79,798 人
神奈川区	68,151 人
西区	28,964 人
中区	40,274 人
南区	55,569 人
港南区	60,969 人
保土ヶ谷区	57,462 人
旭区	69,226 人
磯子区	46,462 人
金沢区	55,606 人
港北区	98,844 人
緑区	50,213 人
青葉区	86,200 人
都筑区	58,040 人
戸塚区	78,441 人
栄区	34,578 人
泉区	42,879 人
瀬谷区	34,494 人

総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
492,312 人

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 13 日

横浜市人事委員会  
委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第 18 号（令和 4 年 12 月 13 日揭示済）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項を次のように改める。

次に掲げる職に職員を選考により昇任させる場合において、その者の勤務成績が特に良好で公務運営上必要があると認められるものとして人事委員会の承認を得たときは、任用資格基準表に定める必要在級年数（第 8 号から第 10 号までに掲げる職にあつては、必要経年数。以下この項において同じ。）から当該各号に掲げる年数を減じた年数をもって、この場合の必要在級年数とすることができる。

- (1) 行政職員の課長補佐職及び課長職の職 1 年以内
- (2) 行政職員の部長職の職 5 年以内
- (3) 行政職員の局区長の職 2 年以内
- (4) 消防職員の消防司令（課長補佐職）及び消防司令長（課長職の職 1 年以内
- (5) 消防職員の消防監（課長職）の職 3 年以内
- (6) 消防職員の消防正監（部長職）の職 1 年以内
- (7) 消防職員の消防正監（理事職）及び消防司監の職 2 年以内
- (8) 医療職員の係長職及び課長職の職（医師及び歯科医師の職にある者が管理、監督の職に昇任する場合に限る。） 2 年以内
- (9) 医療職員の部長職の職 3 年以内
- (10) 医療職員の局長職の職 2 年以内

第 29 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により医療職員の課長職、部長職及び局長職の職に職員を昇任させる場合において、当該職員が過去において同項の規定の適用を受けた者であるときは、同項中「当該各号に掲げる年数」とあるのは、「当該各号に掲げる年数に当該職員が過去においてこの項の規定の適用を受けた際に現に減じた年数を加算して得た年数」とする。

別表第 2 (2) の表備考第 5 項に後段として次のように加える。

この場合においては、第 29 条第 1 項（第 7 号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 13 日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第 19 号（令和 4 年 12 月 13 日揭示済）

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

企業職員の任用の特例に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項の表中

「

第 29 条第 1 項第 1 号	行政職員	水道局職員、交通局職員、医療局病院経営本部行政職員、医療局病院経営本部医療技術・看護職員（医療局病院経営本部医療技術・看護職員の局長級については適用無し。）
第 29 条第 1 項第 3 号	医療職員	医療局病院経営本部医療職員
第 29 条第 1 項第 4 号	医療職員	医療局病院経営本部医療職員

」

を

「

第 29 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで	行政職員	水道局職員、交通局職員、医療局病院経営本部行政職員、医療局病院経営本部医療技術・看護職員（医療局病院経営本部医療技術・看護職員の局長級の職を占める職員を除く。）
第 29 条第 1 項第 8 号から第 10 号まで及び第 2 項	医療職員	医療局病院経営本部医療職員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

監 査 委 員

---

横浜市監査委員公表第 8 号

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市長及び横浜市教育委員会から、包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	松	本		研
同	今	野	典	人



その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 健康福祉局長（高齢施設課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Kenkofukushikyokuchō Koreishisetsukanyusatsusenyo OU = Koreishisetsuka OU = Koreikenkofukushibu OU = Kenkofukushikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 4 年 12 月 23 日
有効期限	令和 9 年 11 月 17 日
シリアル番号	5b 87 6d a8
フィンガープリント	16 d2 cb 92 c8 5c 64 d5 3e bd 3b 76 34 3b 9f e2 ca ba 07 9b

2 こども青少年局長（向陽学園入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Kodomoseishonenkyokuchō Koyogakuennyusatsusenyo OU = Koyogakuen OU = Kodomofukushihokenbu OU = Kodomoseishonenkyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 4 年 12 月 23 日

有効期限	令和 9 年 11 月 17 日
シリアル番号	5b 87 6d a9
フィンガープリント	7d 1d ea 66 80 e0 9a 9a 17 c7 11 dc aa e1 6e 22 ac 9e 2c e7

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市教育委員会行政文書取扱規程（平成 17 年 4 月教育委員会達第 2 号）第 22 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 4 年 12 月 23 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

教育次長（生涯学習文化財課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Kyoikujicho Shogaigakushubunkazaikanyusatsusenyō OU = Shogaigakushubunkazaika OU = Somubu OU = Kyoikuiinkaijimukyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 4 年 12 月 23 日
有効期限	令和 9 年 11 月 17 日
シリアル番号	5b 87 6d aa
フィンガープリント	24 2b 32 79 34 66 e5 c4 d3 0b 05 82 be c4 9e 45 66 cc e1 6c

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。